

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年 6 月27日
【会社名】	株式会社デジタルデザイン
【英訳名】	DIGITAL DESIGN Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 寺井 和彦
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満四丁目11番22号
【電話番号】	06－6363－2322
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理グループ長 佐藤 真由美
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区西天満四丁目11番22号
【電話番号】	06－6363－2322
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理グループ長 佐藤 真由美
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号） 株式会社デジタルデザイン 東京オフィス （東京都千代田区神田司町二丁目 9 番 2 号）

1【提出理由】

当社は大阪地方裁判所において、訴訟の提起を受けておりましたが、和解が成立しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 訴訟の提起のあった年月日及び裁判所

平成23年6月21日 大阪地方裁判所

(2) 訴訟の解決のあった年月日及び裁判所

平成24年6月22日 大阪地方裁判所

(3) 当該訴訟を提起した者

商号：株式会社明光商会

所在地：東京都中央区八丁堀一丁目6番1号

代表者の氏名：代表取締役 土岐 勝司

(4) 当該訴訟の解決の内容及び和解金額

① 訴訟の解決の内容

当該訴訟は、株式会社明光商会（以下、「明光商会社」）が、当社を仕入先とし、民事再生手続中である株式会社アイ・エックス・アイ（以下、「I X I社」）を販売先とした取引において、当社と明光商会社の売買契約の解除に基づく原状回復請求として、支払済みの売買代金4億3,464万4,550円の返還及びこれに対する利息金の支払いを請求していたものです。

本件訴訟につきまして、当社は受けた社会的・経済的信用低下の回復を目指し早期解決に努めてまいりましたが、平成24年6月22日付にて、当社が明光商会社に和解金として7,500万円を支払い、明光商会社はその余の請求を放棄することで和解が成立いたしました。

当社は、当該和解をもってI X I社に関わる争議はすべて片付いたと考えております。今後、全社一丸となって営業利益を計上すべく本業であるソフトウェアの事業分野に注力してゆく所存でございます。

② 和解金額 7,500万円

(5) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

本件の和解に基づく、和解金および訴訟費用の合計である103百万円につきましては、平成25年1月期の第2四半期決算において、訴訟損失として特別損失に計上する予定であります。

以上